

別表第1 所得基準額表

世帯人員	所得基準額表	備 考
1 人	1 3 9 万円	世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに、 12万円を世帯人員7人の所得基準額に加算する。 ※ 世帯人員とは、出願者の父及び母、又はこれらに 代わって生計を維持する者並びにこれらの者に扶養 されている者（出願者を含む。）に限る。
2 人	1 9 8 万円	
3 人	2 1 2 万円	
4 人	2 2 9 万円	
5 人	2 3 9 万円	
6 人	2 5 0 万円	
7 人	2 6 2 万円	

別表第2 所得金額の算定

(ア) 給与所得の場合

俸給、給料、賃金、事業主報酬、役員報酬、歳費、賞与及び専従者給与（専従者控除分も含む）並びにこれらの性質を有する給与等（年金「恩給・老齢年金・遺族年金等を含む」、扶助料、傷病手当金等含む。）の収入金額（源泉徴収表等という支払金額）を基にして、次の計算式によって得た金額を所得金額とする。

区 分	計 算 式
収入金額が400万円以下	収入金額×0.8－214万円＝所得金額
収入金額が400万円超781万円以下	収入金額×0.7－174万円＝所得金額
収入金額が781万円超	収入金額－408万円＝所得金額

1. 給与所得者が2人以上いる場合は、各人ごとに所得金額を算出する。
2. 同一人で、2以上の収入があつて、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算して所得金額を算出する。
3. 収入金額及び所得金額は、万円未満切捨てて適用する。

(イ) 事業所得（営業・農業・林業・漁業・家賃収入など）等の場合

令和5年分確定申告書又は住民税申告書における「所得金額」をそのまま「所得金額」とする。

(ウ) 所得の種類が複数ある場合は、それぞれの所得金額を合算し算定する。ただし、プラスとマイナスの所得金額を相殺することはできない。

別表第3 特別控除額表

特 別 の 事 情		特 別 控 除 額				
1	母子・父子世帯	99万円				
2	就学者のいる世帯  児童・生徒・学生 〔1人につき ※ 本人も控除します。〕	小 学 校		31万円		
		中 学 校		46万円		
				自宅通学	自宅外通学	
		高 等 学 校	国・公立	39万円	69万円	
			私立	88万円	118万円	
		高 等 専 門 学 校 (1～3年)	国・公立	39万円	69万円	
			私立	88万円	118万円	
		高 等 専 門 学 校 (4～5年)	国・公立	43万円	72万円	
			私立	87万円	116万円	
		大 学	国・公立	74万円	121万円	
			私立	133万円	180万円	
専修学校	高等課程	国・公立	39万円	69万円		
		私立	88万円	118万円		
	専門課程	国・公立	36万円	81万円		
		私立	102万円	147万円		
3	障害者のいる世帯	障害のある人1人につき		99万円		
4	長期療養者のいる世帯	療養のため経済的に特別な支出をしている年間金額				
5	主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため支出している年間金額。ただし、71万円を限度とします。				
6	火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材、又は生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額				

- (注) 1. 特別控除については、各々の所得金額を算出し、合算したのち控除します。
2. 特別控除を受ける場合、その証明ができる書類及びその年額が確認できる書類が必要となります。(募集要項 第2添付書類「2特別控除について」参照)

—計算例—

4人家族

父	: 給与所得	年収	540万円	(源泉徴収票の支払金額)
母	: 給与所得	年収	380万円	(源泉徴収票の支払金額)
本人	: 県立高校3年生	自宅通学		
妹	: 公立中学1年生	自宅通学		

① 所得金額 294万円 (A)

父の所得金額 =  $540万円 \times 0.7 - 174万円 = 204万円$

母の所得金額 =  $380万円 \times 0.8 - 214万円 = 90万円$

② 特別控除額 120万円 (B)

本人 (国公立大学進学予定・自宅通学) 74万円

妹 (公立中学校在学・自宅通学) 46万円

③ 認定所得金額 (C=A-B) 174万円

所得基準額 : 229万円 (4人世帯) > 174万円

→ 認定所得金額が所得基準額以下であるため、推薦できる。